

政令第九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号ただし書中「二五%」を「三〇%」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五 四―クロロ―ニ―フルオロ―五―「(RS)―(二・二・ニ―トリフルオロエチル)スル
フイニル」フェニル―五―「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチル―エ―テル（別名フルペンチオフ
エノツクス）及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(187)を(188)とし、(32)から(186)までを(33)から(187)までとし、(31)の次に次のように加える。

- (32) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―ニ―イル)
一―五―「(シクロプロピルメチル)アミノ」―一H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロ

ピラニル）及びこれを含む製剤

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

医薬発 0529 第 1 号
令和 6 年 5 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 196 号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 5 月 29 日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学製品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第 1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(R S)-(2, 2, 2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

(2) 「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト

(別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

(1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(令和6年6月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和6年8月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和6年8月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項(毒物又は劇物の表示)、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(R,S)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を、マイクロカプセル製剤とし

て30%以下含有する製剤

3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

第3 その他

- (1) 改正政令及び改正省令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和5年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料3 毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36932.html

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230349&Mode=1>

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230350&Mode=1>